

Title	社会保険の給付に就て
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1927
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.21, No.6 (1927. 6) ,p.771(49)- 791(69)
JaLC DOI	10.14991/001.19270601-0049
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19270601-0049

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の二分の一位で、一パーセントに到ることはないやうである。此等の事實からして獨逸に於ける割賦販賣の前途を卜するは早計であらうけれども、最近此の方法が新らしき制度の下に著るしく發達しつつあることは容易に之を推斷し得るのである。(Frankfurter-Zeitung, 22. 3. 1927.)

社會保險の給付に就て

園 乾 治

序 言

社會保險の給付の目的は、疾病、傷害、出産、不具廢疾、老衰、死亡、失業の諸事故が發生したる爲に被保險者并に其家族の蒙りたる經濟的結果を除去するに在る。

給付の種類及び量額を決定するには、種々の事故の發生に因る經濟的結果の性質と程度とを知ることが必要である。

以下、先づ種々の事故の發生に因る經濟的結果、次で給付の量額に關する諸概念、最後に數國の法制に採用せられたる解決方法に就て研究しやう。

一、事故の經濟的結果

社會保險の擔保する事故の發生に因て被保險者又は其家族の蒙る經濟的結果は、支出の増加か、所得の不能又は勞働獲得不能に因る所得の減少又は喪失の何れかを惹起し、或種の事故は同時に支出の増加と所得の減少喪失とを惹起す。

一、治療に關する支出の増加

最も重大なる支出の増加は治療に關して起る。治療は體質に基く事故(疾病、傷害、不具癱疾、出産)の發生せる場合に必要となる。

報酬を得て従業すると否かを問はず、又主に或は絶對に自己の勞働又は財産よりの所得に依頼して生活すると否かを問はず、各人は體質に基く諸事故に曝される。

治療原費は個々の場合に於て産業的又は非産業的業務に基く疾患の種類と強弱とに従つて不同である。

治療に關する支出の多寡は各自の生活標準慣習及び資産によつて不同である。各自は其富裕程度に應じて、種々の標準による料金又は支拂を要求し且つ夫々相應の快適贅澤の設備を有する内外各科の専門醫、療養院、病院を一般に需めるであらう。

夫故に支出の増加を示す處の事故の經濟的結果は、醫者の支拂、藥價、義肢、外科手術、入院料其他の加算によつて評價することが出来る。治療に關する支出増加の評價に就て論ずる限り、諸事故の間に何等區別をなす必要がないように思はれる。

二、所得不能又は勞働獲得不能より生ずる所得の減少

疾病、傷害、不具癱疾、老衰、死亡より生ずる所得の不能、又は勞働獲得不能、即ち任意に非ざる失業は、勞働者のみが曝さるゝ生活資源の減少又は喪失を惹起す。

體質的又は經濟的起因の何れたるを問はず事故に曝さるゝ者は、所得に就て全部又は一部勞働に依賴する者のみである。此點より見れば事故は唯一所得不能の事故があること云ひ得る。

事故の發生に因る經濟的結果の強弱は勞働不能の程度及び期間に依る。之は全部又は一部不能たり、永久又は一時不能たり得るのである。

此點に於て賃銀勞働者の地位と獨立勞働者の地位には可成の懸隔がある。全部又は一部不能の場合に於て賃銀勞働者の蒙る損失は賃銀全額か又は賃銀の減少である。死亡は、社會保險の見地よりすれば、永久全部不能と看做し得る。死亡者の家族は其所得せる賃銀全額を喪失するからである。然し乍ら其賃銀の一部分は死亡者自身が消費したることを看過してはならぬ。

獨立勞働者又は家族が勞働不能の結果蒙る損失は勞働者の地位如何によつて大に不同である。單獨に勞働するか、家族又は極めて少數の助手徒弟と共に勞働する者の如きは、勞働不能の場合に賃銀勞働者の損失に匹敵する損失を蒙る。概して彼等の事業は自ら現場に臨み勞働する時にのみ整然と遂行せられるからである。筋肉及び非筋肉勞働者の可成多數を使傭し、支配人の助を藉りて經營する大規模の事業を有する獨立勞働者の場合には、事業は業主が事實出勤せざるも屢長期に亘つて繼續し得られる。夫故に事故の結果として獨立勞働者の蒙る經濟的損失は、不能が短期間なる或種の場合に於ては、極めて寡少なるか又は全然皆無であることもある。反之、他の場合、特に不能が長期間に亘り且つ事業が少規模なる場合に於ては、經濟的損失は賃銀勞働者の蒙るものと殆んど同様であることもある。

賃銀勞働者の蒙る損失は一般に評價が極めて容易である。賃銀又は勞働不能によつて惹起さるゝ賃銀の減少を推算することが困難でないからである。

反之、獨立労働者の蒙る經濟的損失を評價することは頗る困難である。主として所得税を賦課する國に於て見得るが如く國內稅務官署が報告を提供するに非ざれば、彼等が其事業より幾何の收入を擧ぐるかを推算することは殆んど不可能である。收入は註文及び顧客數の動搖に従つて非常に不同である。最後に労働不能なる業主が事業に掌らぬ結果又は現實に参加する結果如何を推算することは極めて困難である。

獨立労働者の労働獲得不能の經濟的結果を評價することは更に一層困難である。此場合には被保險者自身の事情を検する問題ではなくて、過少の顧客及び不十分なる註文を有する事業の事情を検する問題である。小規模の事業に在りては自ら労働するに足る十分なる事業を有せざる者は労働者自身である。然し大規模の事業に在りては最早利用し得ざるは主に投下資本の利子である。斯くして労働獲得不能に對する保險は事實上唯賃銀労働者を保險し得るのみである。

二、現金給付の量額に關する觀念

労働不能の場合に於ける給付の量額を決定する爲に基礎として役に立つ觀念は社會保險の目的に依るのであつて、此點より四種の制度を想定することが出来る。即ち(一)給付は蒙りたる損失の全額に等しかるべきか、(二)一部に等しかるべきか、又は(三)被害者及び其家族に對して彼等の生活に必要な最低資源を提供すべきか、或は(四)事故の經濟的結果の強弱に依らず、被保險者により又は彼の爲に傭主又は國家によりて行はれたる貯蓄の期間及び金額に従つて異なるべきこと、之である。

一、經濟的損失に全然一致する給付

此觀念に従へば保險の目的は事故發生以前に被保險者又は其家族が享有せる生活標準を維持し且つ其經濟的地位の低下を避くるに在る。給付の量額は損失の量額に等しい。而して被保險者又は被扶養者の有することあるべき私的所得は計算に入れる必要がない。

經濟的事故は畢竟するに労働不能の事故で、而して給付の量額を決定する爲には事故が經濟的原因のものなりや(失業)、又は體質的原因のものなりや(例は疾病)、又は産業的原因のものなりや(業務傷害)の區別は重要ではない。

爲すべき唯一の區別は労働不能の期間と程度、即ち一時及び永久不能、全部及び一部不能に關する。

永久不能の場合に於ては、若し全部不能ならば、被保險者は所得に等しき年金を受領すべく、又若し一部不能ならば所得の減少に等しき年金を受領すべきものである。

一時不能の場合に於ては、若し全部不能ならば被保險者は所得に等しき毎日、毎週、又は毎月の給付を受領すべく、一部不能ならば所得の減少に等しき給付を受領すべきものである。

法律によりて定めたる特定年齢に於て發生すると推定せる老衰の場合に於ては、被保險者は事故の發生せる時又は發生する以前の數年間に於ける年收に相應する年金を受領すべきである。

死亡の場合に於ては、鰥夫寡婦孤兒又は其他の被扶養者に支給せらるゝ年金は、若し事故發生せざりしものとすれば被扶養者に歸すべかりし所得の一部に等しかるべきものである。

經濟的損失に一致する給付制度は純然たる理論の制度であつて、未だ何れの國の法制にも採用せられてゐない。第一に次の理由から實行不可能であると考へられる。即ち莫大なる費用を必要とする爲め、又疾病、不具廢疾の欺瞞、任意の失業の如き重大なる濫用を誘發することを避け得られない爲めである。經濟的損失に一致する給付を受領する者は、恢復を急ぐこと又は職業を見出すことに利害痛痒を感じないであらう。蓋し業務に従事するも引續き怠惰に生活するも、彼の糊口には差異がないからである。

最後に此制度に對しては、勞働によりて得らるゝ以外の所得の存することを考慮せざるが爲め、之を必要とせざる者にも補助を與ふるが爲め、且つ勞働不能の期間に於ても富裕なる者の特權を増加せしむる爲に、眞に其本質が社會的でないといふ非難が加へられた。

二、事故の經濟的結果の一部に等しき給付

此制度の原則も最初の制度に於けると同一である。保險の提供する給付は、被保險者及び其家族の生活標準を維持することを助ぐべきものである。然し乍ら保險費用を輕減し且つ不能及び任意の失業を獎勵することを避くる爲に、損失の一部は被保險者の負擔に残さなくてはならぬ。

最初の制度に於けるが如く、給付の點より見れば、勞働不能の事故唯一あるのみで、給付は不能が永久又は一時、全部又は一部たるに従つて、年金又は毎日、毎週又は毎月の間隔を置く補給の形態に於て且つ輕微なる収入の減少に一致せしむることが出来る。

給付の一致すべき損失の部分を理論的に決定することは出来ない。夫は保險の目的に利用し得る財源により、又濫用を防ぐ爲に被保險者に負擔せしむべき損失の量額に關する實際上の考慮によりて決定し得るのみである。

三、被保險者及び其家族に最低生活費を得せしめんとする給付

此給付の量額は事故の發生に因つて惹起されたる損失の期間及び強弱を考慮するのみに非ず、更に主として被保險者及び其家族の所要をも考慮して決定せられる。

既に述べたる諸制度に於けると同様に、唯一の事故—即ち其起因體質的又は經濟的、業務的又は非業務的なる勞働不能の事故あるのみである。故に業務傷害、疾病、不具廢疾又は失業に對する各種の給付標準を設くることは必要でない。

此制度の最大なる長所は比較的低廉なること、従つて被保險者、傭主(賃銀勞働者の爲め)、又は國家の財政的犠牲は極めて局限せられてゐることである。然し乍ら此制度には頑強な反對がある。

第一に被保險者及び其家族の維持に必要な最低所得の何たるかを決定することが極めて困難である。何となれば經濟的欲求の觀念が漠然たる觀念である爲である。事實に於て欲求は單一でない、年齢、社會的地位、所得、習慣、個人の教養によつて不同である。生活最低限度の單一標準を決定する事は、極貧なる被保險者を満足せしむるも、同時に之によつて生活標準の低下する被保險者には苦痛を惹起す。被保險者の各種の等級の經濟的地位に適應するよう生活最低限度を相異せしめて此制度を改善することが出来る。然し乍ら生活最低限度に各種の等級を設くることは、常に獨斷の方法を以て行はれ且つ經營費用の増加と困難を増加せしむるであらう。

加之、各被保險者と被扶養者の資源の全部、其中には勞働より生ずるに非ざる所得をも含む、を考慮に入れることが必要であるだらう。而して之が爲には各個の被保險者の經濟的地位を入念に調査することが必要である。

最後に當該個人によりて頗る異なることあるべき經濟的損失の場合に於て單一の給付を設くることは、極めて少額の給付を與ふるのみなる保險制度に價值を見出さざる高給を所得する勞働者の反對を惹起す。事實上此制度は無釀出年金に關聯する場合の外何れに於ても殆んど採用し得難き制度である。

四、事故の經濟的結果の強弱及び被保險者又は被保險者の爲に(傭主又は國家の)する保險機關に對する支拂量額に比例する給付

此制度は個人的貯蓄及び私營保險の思想に基くものであつて、事故の經濟的結果が強大であるに従ひ、又保險料率に於てか又は保險加入者としての年限の長短によつて其回數に於てかにより釀出の多大なるに従ひ、多額の給付を提供する。比例は單に經濟的損失の量額と釀出が被保險者の收入又は所得に基く時の給付の量額との間に存するのみである。

此制度の主なる短所は年少被保險者及び人生の後期に被保險者となりたる者の場合に於て疾病、不具廢疾及び死亡の事故を、或時は彼等に責任のなき理由より十分に擔保せざることに在る。彼等は保險の加入期間短少なるが爲に極めて僅少の給付を受領し、或場合には取るに足らぬ價值の給付を受領することが出来るのみである。

此制度は主として不具廢疾、老衰、死亡保險に採用せられる。其嚴格に失する點は給付最低率の規定によりて緩和せられる。此規定は國家の財政的援助又は多額又は多數の釀金をなしたる被保險者によりて供給せられたる基金の流用によりて可能である。

三、諸國の立法に於ける給付

一、業務傷害及び職業疾病に對する給付

業務傷害及び職業疾病に對する賠償に關する法律は、其中に傭主の賠償支拂の責任に對する保險を有するを否かを問はず、其根柢に於て業務事故の原則と稱する特殊の原則に基くものなるが故に社會保險法規の獨立せる一部門を形成してゐる。

業務事故の原則より出發する立法の效果は、傭主に對して傭主自身又は代理人の過失に因る傷害のみならず、勞働者の故意に非ざる怠慢に基く傷害、業務と關聯し又は關聯せざる偶然の事故、又は原因の不詳なる事故に基く傷害に就て責任を負はしむる。傭主は自己の過失に因らざる傷害の場合に於て傭主の爲に設けられたる普通法の保護を放棄し、他方に於て勞働者は傭主の責に歸すべきことの立證せられる傷害の場合に賠償せらるゝ全損害額の一部を放棄し、其代りに勞働者の故意に非ざる怠慢、業務と關聯し又は關聯せざる偶然の事故、又は原因の不詳なる事故に基く傷害の場合に於て賠償の利益を得る。

故に業務事故の原則は賠償の一定標準を樹立せしむるに至る。斯くして業務傷害及び職業疾病に關する法規は、被保險者又は、其被扶養者の蒙れる經濟的損失に對する一部賠償を設くるのである。

實際の法制に於て業務事故の原則は事實上賠償の標準を決定する爲に完全に採用せられるには至つてゐない。

第一に賠償は傷害に因つて眞實惹起されたる損失を基準としてゐない。永久全部不能の場合に於ては損失は、若し傷害を蒙らざりしならば恐らく其業務より收得すべかりし被害労働者の賃銀總額に等しい。傷害が致命的結果となりし場合に於ては損失は前述の總額より自己の生活の爲に要する支出額の總額を控除せるものに等しい。一部不能の場合に於ては損失は若し傷害を蒙らざりしならば收得すべかりし被害労働者の賃銀總額と不能の期間實際收得せる賃銀總額との差額に等しい。故に損失の評価は當該労働者の未來の労働生活の豫測に依る。夫故は正確であり得ない。労働者の未來の収入の總額は年齢、職業、技倆、就業の規則正しきか否か、賃銀率の變動に依る。勿論統計上各年齢に於ける正常労働年限、正常疾病數を概定することは出来るが、賃銀率及び生活費に於ける變動、又は一般的又は部分的産業恐慌、若くは労働爭議に因る就業の中斷は豫測することが出来ない。未來の賃銀は豫測し得ざるが故に、之が計算は僅に利用し得る確實なる材料、即ち傷害當時又は其以前の一定期間に於ける被害労働者の収入を基礎とせざるを得ない。之は總ての法規の採用せる處である。斯く未來は過去に類似するを考へられ、其結果として損失は不完全に評價せらるゝのみである。

第二に被害當時に於ける労働者の正規の賃銀は常に賠償の計算に於いて其實際の價值を認められるのではない。多數の國に於ては賃銀に最高及び最低限度が設けられ、從つて賠償も同様に制限せられる。

基本賃銀を超過する収入の一部分は、全然無視せられるか又は其價值の一部（概して三分の一又は四分の一）のみ考慮せられるに過ぎない。若干の國に於ては基本賃銀の最高限度を設けてゐない。

第三に年金又は一時金の何れの形態に於て支給せらるゝを問はず賠償の量額は、被害労働者の年齢、推定労働年限に關係なく決定せられる。其結果現實に蒙れる經濟的損失と支給せらるゝ賠償との間の差異が一層甚しくなる。永久全部不能の場合に於て年金の形態に於て支給が行はれる時には、年金の量額は國によりて異り、基本賃銀の五〇パーセント乃至一〇〇パーセントの間にある。而して賠償が一時金の形態に於て支給せらるゝ場合の量額は國によりて異り、基本賃銀の六ヶ月乃至十ヶ月に亘つてゐる。

永久一部不能の場合に於て支給せらるゝ年金又は一時金は、永久全部不能の場合に於て支給せらるゝ年金又は一時金の中に、傷害によつて惹起されたる収入能力の減少に相應する分割部分に等しい。

死亡の場合に於て被扶養者全員に支給せらるゝ賠償の最高總計量額は先づ死亡者の賃銀を基準とする。賠償は基本賃銀の割當（年金）又は乗積（一時金）の何れかを示してゐる。基本賃銀と年金又は一時金の形態の何れかに於て支給せらるゝ賠償の量額との關係は國によりて可成相異する。而して賠償率の斯くの如く大に異なるを見れば、之が決定は一定の確乎たる原則に據りたるに非ず、且つ年金の形態に於ける賠償と一時の金形態に於ける賠償との間に何等一致するところなきを知る。

のである。

經濟的損失に對する賠償の原則は、賠償を受領する權利ある被扶養者の範圍を決定すること及び致命的傷害の場合に支給せらるゝ賠償を以上の者に分配することに關しては、一層其適用が不完全である。死亡者の年齢を考慮せず、又同様に傷害が発生せざりしとすれば繼續すべかりし勞働年限を考慮せざるのみならず、多數の法律に於て賠償權は被扶養者の全部又は一定範圍に對して資力を有せざるに因つて經濟的に獨立せざることを、又は老衰又は肉體的・精神的疾患の爲に勞働不能なることを立證することを條件としてゐる。被扶養者中寡婦のみは其死亡者に經濟的に從屬することを立證することなくして賠償請求權が賦與せられる。然し之は總ての國に於て然るのではない。賠償權を子女が得るには經濟的に從屬せることを立證するか、又は其年齢によりて推定せらるゝ時に限られる。而して斯る年齢の制限は、子女が肉體的又は精神的疾患に罹り收入能力を有せざるに非ざれば、十五歳乃至二十一歳(普通には十六歳乃至十八歳)以下である。其他の扶養者(兄弟姉妹、孫、尊族)は經濟的に從屬せることが立證せられたる時のみ賠償を支給せられる。

賠償の配賦は二種の異なる方法によりて行はれる——即ち各被扶養者に支給せらるゝ賠償の配賦が法律によりて決定せらるゝものと然らざるもの之である。

第一の方法は支給金額の分配を行ふべき判事が夫々の場合に就き各被扶養者が死亡者に實際從屬する程度を考慮したる上各自の配賦額を決定する。最高賠償額は全然從屬の状態にある者の存する時にのみ配賦せられる。

第二の方法によれば死亡者の年收の既定歩合が各被扶養者の範圍に對して夫々法律を以て定められ、賠償の配賦は法定の最高限度に達する迄既定の優先順序によつて行はれる。或國に於ては被扶養者の數に拘らず賠償の全額が配賦せられ、又或國に於ては賠償の全額が配賦し盡されざる場合に於ても各被扶養者は法定の配賦額を受領するに止る。

夫故に業務傷害の場合に於て蒙りたる經濟的損失を賠償する原則は到底完全に適用せられてゐない結論し得る。先づ第一に損失の評価は被害者の年齢及び勞働年限を考慮しない。従つて眞實の損失は推定せられない。次に傭主に課せらるゝ財政的負擔を輕減せんが爲に賃銀及び賠償の最高限度を定むることは、多數の場合に於て損失に對する賠償の比例を破壊する。最後に致命的傷害の場合に於て經濟的從屬の觀念は、賠償をして死亡者を喪失せる爲に惹起されたる眞の損失に從つて増減せず、家族親族の數、年齢及び所要に應じて増減せしむることとなる。

經濟的損失を賠償する原則はカナダの或州に於ては完全に放棄せられた。賠償は死亡者の收入によりて計算せられず、被扶養者は法定の劃一標準による年金を支給せられる。而して此法定量額は恐らく最低生活費を考慮して決定せられたのであらう。

二、疾病保險給付

疾病は多數の場合に於て直接且つ完全に業務に起因するものではない。故に之に對して傭主の負擔に於て經濟的損失に對する部分的賠償を必然的に要求する業務事故の原則を適用することは出來ない。疾病が勞働者に對して永久又は一時、全部又は一部たり得る勞働不能を惹起す時は、給付の目

的は勞働不能の經濟的結果に對して被保險者又は其家族を保障するに在る。此見地より法律は二種類、即ち最低生活費に相應する見做されたる劃一給付をなすものと被保險者の賃銀又は收入に應じて不同給付をなすものとに分類することが出来る。

劃一給付

收入の如何に拘らず總ての被保險者に法定の劃一給付を與ふる法律の中に、大ブリテン及びアイランドの立法が含まれる。然し標準は性別によりて異り、男子毎週一五シリング、女子毎週一二シリングと決定してゐる。

不同給付

他種の強制疾病保險法は被保險者の收入又は賃銀に連れて異なる給付を與へてゐる。給付は收入の一部分に等しく、夫故に給付は損失の一部分に等しいに過ぎない。

給付は實際の收入を基礎とするか又は特定の賃銀等級に屬する者の平均賃銀に等しき基本賃銀を基礎とすることが出来る。

法定給付は被保險者の基本賃銀の既定せる割合であつて、同様に其者の正規の收入の或割合を示すものである。疾病に罹れる者に給付として支給し得る基本賃銀の割合は國によりて可成不同であり、且つ同一の制度の下に於ても場合によりて不同であることもある。而してそれは五〇パーセント乃至八〇パーセントを上下する。

疾病給付の形態に於て支給せらるゝ基本賃銀の割合から一二社會保險制度が社會に提供する便益

の多少を判斷することは可成困難なことであらう。第一に基本賃銀其物が可成相異なることのある手續によりて得られ、而して各種の制度に於て最低及び最高等級の法定給付は極めて不同の率に於て決定せられる。加之、法定給付は疾病保險受給者に對する附加補給金を以て増加することが出来るのである。

疾病給付の形態に於て支給せらるゝ基本賃銀の歩合は、同一制度の下に於ては如何なる場合にも必ず均一とは定まらない。不能が特定の期間以上に及ぶ場合に増加せらるゝこともある。加之、給付は被保險勞働者が扶養すべき家族を有するや否によりて、歩合を異にすることもあり、最後に賃銀率の増加するに従つて遞減する歩合を以て、法定給付を支給することもあり得るのである。

給付支給期間

疾病給付は受給者が就業不能なる期間支給せられる。但法律を以て定めたる最長期限を越ゆる期間に對しては給付を受領することが出来ない。而して斯る最長期限は繼續的に又は非繼續的に一六週乃至五〇週に亘つてゐる。

保險機關が疾病給付を支給することが出来る期間の長短は、一制度が他の制度に比較して價值あることを示すものではない。時に短期高率の給付を支給するものが長期低率の給付を支給するより良好なる結果を得ることがある。此外優劣の比較を全然無用ならしむる他の一層重要な理由がある。之は即ち肉體上の事故に對する他の保險部門を以て完備せられるや否やによりて疾病保險の任務が實質的に相異なることである。

三、不具廢疾・老衰・死亡保險及び無釀出年金の給付

不具廢疾・老衰及び死亡の事故の發生は、被保險者及び其家族に長期の經濟的損失を惹起し、可成の價值を有する規則的給付を必要ならしめる。斯る給付の最も適當なる形態は年金の形態であるやうである。

年金は國家の公租より設くるか(無釀出年金)、又は被保險者自身又は彼等の爲に傭主又は國家の支拂ひたる釀出より設くることが出来る。

年金の基準は被保險者又は其被扶養者が生活に缺くべからざる最低資源を與ふるやうに決定せられるか、或は被保險者自身又は彼等の爲に爲されたる貯蓄の努力を考慮したる上、即ち就業の期限、保險加入期間、釀出の回数及び量額并に収入の量額を考慮したる上、損失の一部分を恢復するやうに決定せられる。

以下、數國に於ける強制保險法及び無釀出年金によりて設けられたる不具廢疾、老衰、遺族年金の計算に加へらるゝ要素に就て簡単に研究しやう。

不具廢疾年金

年金を以て生活の最低限度を保障し、之に對して被保險者が釀出せざる制度は、オーストラリア、デンマーク、フランス等に採用せられてゐる。是等の諸國に於ては法律が年金の最高限度を決定し各個の場合に於て年金率は受給者の有する總ての資力を考慮したる上で決定せられる。

他の強制保險法は損失の一部恢復の原則に基き、或は被保險者により又は被保險者の爲に行はれる貯蓄の努力と給付との間に比例を保たしむる主義に基きて制定せられる。前者は収入を一層重要視し、後者は釀出の回数及び量額を重要視するのである。二三の國に於ては年金は總ての被保險者に劃一なる部分と釀出の價值に應じて異なる部分とより成つてゐる。又年金は同様に二部より成るも一部は既定の賃銀等級に屬する總ての被保險者に對して劃一であり、他の一部は釀出の價值に應じて異なるものもある。而して最後に扶養すべき家族を有する者に對して年金の附加をなし、養、老、年、金、てゐる數國の法律がある。

養、老、年、金、

老衰は法律上特定の年齢に於て發生すると推定せられたる永久不能であると看做されてゐる。而して其年齢は國によりて不同であり五〇歳乃至七〇歳である。

年金が無釀出制度に據りて設けられたる場合に於ては、年金は最低生活費用及び受給者の資力に應じて調節せられる。一般に法律は年金の最高限度を規定し、而して其率は各個の場合當事者の資力を調査したる後當局者の裁定に任せてゐる。無釀出年金制度はオーストラリア、デンマーク、フランス、大ブリテン、アイルランド、ニュー・ジブラント、ノルウェー等に行はれてゐる。

釀出制度を採用せる國に於て年金率の劃一なるものがあり、年金が所得率、釀出の回数及び量額、保險加入又は就業繼續の期間を基礎とするものがある。而して是等の要素の何れを重要視するかは國により又保險の種類によりて一致してゐない。

若干國に於ては年金は二部より成り、一部は劃一であり他の一部は釀出の價值によりて不同であ

る。又同じく二部より成るも、兩者共不同であり、一部は被保険者の屬する賃銀等級によりて異り、他の一部は釀出の價值によりて異なるものもある。

又年金は國庫の補助金を以て増加することもある。而して之は年金に對する補助金として各個に劃一額たることあり、被保険者の釀出又は資力によりて異なることもあり、特定の最低限度に達せざる年金を規定限度に達せしむる目的を以て補助金を交付する國もある。最後に扶養の義務を有する者に附加年金を支給する國もある。

遺族保險の給付

家長の死亡したる場合に於ける遺族保險は不具廢疾保險及び養老保險に比して未だ十分なる發達を遂げてゐない。

彈制遺族保險法は一時金又は年金の形態を以て給付を支給する。遺族、就中寡婦及び孤兒に對する年金は、明に死亡の事故を保險するに最も適當なる給付の形態である。故に最多く諸國の法律に採用せられてゐる。

遺族年金は死亡者が受領せし又は受領する權利ありし不具廢疾年金又は養老年金を基礎とし又は死亡者自身により又は彼の爲に爲されたる釀出の回數及び量額を基礎とすることもある。前の場合に於て死亡者の不具廢疾年金又は養老年金の配賦分の遺族に支給せらるゝ部分は國によりて異なるのであるが寡婦に對しては二〇パーセント乃至二五パーセント、孤兒に對しては一〇パーセント乃至五〇パーセントである。

無釀出年金制度は屢家長の死亡せる場合に於て寡婦及び孤兒に年金を設けてゐる。而して其年金は孤兒の數及び寡婦の資産に應じて不同であるが、死亡者の収入とは全然無關係である。

四、失業保險給付

失業保險の給付は其目的如何による。若し失業保險が直に救助及び防止手段なりと考へられるならば、給付は先づ第一に勞働者をして引續き就業せしめ又は出來るだけ迅速に就業せしむることを目的とすべきである。反之、若し所期の目的が一に失業の結果を緩和するにあるならば、保險給付は喪失せる收入の填補并に失業勞働者及び其家族の生活の必要を保障する現金補給のみを以て構成せらるゝであらう。實際に於ては法律が兩種の給付を結合する傾向が漸次盛となりつゝある。

多數の法律は劃一給付率を定むる代りに、各個人の事情を參酌せる各種の不同の給付率を設ける。而して其不同は何れも被保険者の欲求に關係せる種々の要素によりて支配せられる。欲求の考慮すべきことは失業保險の社會的性質より見れば敢て奇異とするに足らない。賠償の量額が保險料のみに依る私營保險に見られざる原則も、個人の利益に先立ちて一般の利益を思考する社會保險制度の下に於ては、容易に承認することが出来る。

給付の計算に加へらるゝ要素中最も頻繁に接するのは年齢である。事實一定年齢以下の者の欲求は極めて小である。他の要素は性別である。釀出が男女同率に定められたる場合に給付が性別により不同であることを承認することは困難であるが、釀出が同率でない場合には其不同は容易に釋明せられる。

殆んど總ての國の失業保險法は被保險者の婚姻關係によりて給付を異にしてゐる。被保險者の經濟的欲求は既婚、未婚、扶養すべき子女の有無によりて異なることが見出される。家族扶養の義務に關聯せる附加給付をなす二種の方法が諸國の立法に行はれてゐる。被保險者の妻(正式又は内縁の)及び子女に家族補給をなす法律が漸次増加せんとしつつある。獨立せる家族補給を有せざれども養扶すべき家族を有する時は給付率を増加する法律もある。

明白なる必要の場合に限り給付を支給せんが爲に被保險者の資力を參酌すべきことを法律に規定するものもある。之と同じ理由より被保險者が業務を喪ひたる時に支給せらるゝことあるべき解雇手當を顧慮し、解雇手當が保障するを考へらるゝ期間に對しては失業給付を停止すべきことを定めたる法律もある。次に一國內に於ても地方によりて相異なる生活費を給付計算の要素に加へてゐる法律もある。

最後に被保險者が失業する以前に通常受領せる賃銀率は其受領する給付量額に二の方法に於て影響する。或國の法律に於ては高率の賃銀を受けたる者は高率の給付を受領する權利を有すべきものと做してゐる。而して之が爲に給付が自動的に賃銀に一致する制度を樹立した。然し乍ら他の方法に於ては賃銀は給付率を中和する作用をなしてゐる。勿論失業の一時的性質により給付率は被保險者が怠惰に流るゝことを獎勵せざるに足るだけ低率にして、然も自身并に家族の生活必需品を得せしむるに足るだけ高率でなくてはならぬ。従つて多數の法律は給付の最高限度を定めてゐる。

總ての失業給付制度は一定の期限内に於て給付を受領し得る日數を相當嚴重に制限してゐる。斯の如き制限は第一に經濟上の根據より承認せられる。然し此制限は純粹の失業者と肉體的又は精神的理由による失業者とを區別せしめ、後者を失業保險より或る他の社會保險の部門に移し得る爲にも亦重要である。給付繼續期限は強制保險法にありて最少一二週より最大二六週、任意保險法にありては最少六〇日より最大四ヶ月に至る長短がある。然し殆んど何れの國に於ても失業の危機に方りては非常手段が用ひられ、正常の給付期限が延長せられることを附言しなくてはならぬ。

(昭和二年五月十八日稿)

附記。

本稿は本誌前月號に掲載せる拙稿「社會保險の範圍に就て」と同じく International Labour Office より發行せる General Problems of Social Insurance に據つたのであるが全部の附表を省略し且つ現行制度に就ては國名を一一列挙しないことにした。